

憲法記念日によせて

1947年5月3日に日本国憲法が施行され、今日で66年が経ちました。

戦後、日本は過去の戦争の反省から出発し、国民主権と人権の保障を要とする立憲主義のもと、日本国憲法は国民の間に定着し、日本の発展のために大きな役割を果たしてきました。

いま、この日本国憲法が大きな危機に直面しています。安倍晋三首相らが、憲法改正の発議の要件を衆参各院の総議員数の3分の2から2分の1にしようと動き始めたのです。その理由に「日本は発議要件が厳しい」ことをあげています。

しかし、これは事実ではありません。アメリカや韓国など多くの国が発議要件を日本同様に「3分の2」にしていますし、発議後も厳しい要件を備えています。では、なぜ2分の1に固執するのでしょうか。それは第9条などの改正がなかなかできないので、改正が実現しやすくなるように、まず「ルールを変えてしまえ」というのです。

憲法とは、国民が権力者に守らせる最高規範です。これが、立憲主義の根本原理です。安倍首相は「国民の手に憲法を取り戻す」と言っていますが、自分たちが縛られている憲法という最高規範を、自分たちの思い通りに変えやすくする、ということは「国民の手から憲法を奪う」ことになりかねません。

すでに明らかにされた自民党の憲法改正案は天皇を元首とし、自衛隊を国防軍にかえ、基本的人権を制限できるように「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」にすりかえるなど、戦後日本社会の規範・枠組みを変えようとしています。また、4月28日には沖縄県民の抗議を無視して「主権回復」式典を強行するなど、改憲への地ならしを着々と推し進めています。

また、日本維新の会は綱領で「日本を孤立と軽蔑の対象に貶めた」占領憲法を大幅に改定する立場を明らかにしました。こうした動きは憲法改正の是非の立場をこえて、立憲主義の土台を壊しかねない事態であると私たちは考えます。

そこで、これらの憲法をめぐる動きに危機感を共有した超党派の議員が集まり、4月25日に「立憲フォーラム」を立ち上げました。

国民から「ここを変えないと生活に悪影響が出る」、「この条文があるために権利が侵された」などの声がたくさん起こって、はじめて、立法府たる国会で改正を検討するというのが真の憲法改正の筋道です。

憲法は主権者たる国民のものです。私たちは、このような国民をおきぎりにした改憲の動きをくい止め、立憲主義を守るために、全力を尽くします。

以上

立憲フォーラム 顧問 赤松広隆、江田五月、岡崎トミ子、菅直人、照屋寛徳、又市征治、横路孝弘
代表 近藤昭一 副代表 阿部知子、水岡俊一、吉田忠智 幹事長 辻元清美 事務局長 江崎孝
事務局次長 那谷屋正義 幹事 大河原雅子、篠原孝、武内則男、松野信夫、吉川元